

【表紙】

| | | |
|---------------------|--------------------------------------|--------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 | |
| 【提出先】 | 関東財務局長 | |
| 【提出日】 | 平成29年11月15日 | |
| 【会社名】 | 株式会社モルフォ | |
| 【英訳名】 | Morpho, Inc. | |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 平賀 督基 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館12階 | |
| 【電話番号】 | 03 - 3288 - 3288 (代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理部長 福永 寛康 | |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館12階 | |
| 【電話番号】 | 03 - 3288 - 3288 (代表) | |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員管理部長 福永 寛康 | |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 | |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 | 499,665,600円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 | |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) | |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 100,800株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1. 上記普通株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成29年11月15日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 100,800株 | 499,665,600 | 249,832,800 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 100,800株 | 499,665,600 | 249,832,800 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は249,832,800円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 4,957 | 2,478.50 | 100株 | 平成29年12月7日(木) | - | 平成29年12月7日(木) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 払込期日までに割当予定先との間で株式総数引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。

4. 申込み方法は、当社と割当予定先との間で「有価証券届出書の効力発生後、株式総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むもの」といたします。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------|--------------------------------------|
| 株式会社モルフォ 本社 | 東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館12階 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|-------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 春日町支店 | 東京都文京区小石川一丁目3番17号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 499,665,600 | 4,000,000 | 495,665,600 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等です。

(2)【手取金の使途】

当社は平成29年4月より、株式会社エスアールエルと検体検査分野における独占的な共同開発に関する業務提携契約を開始しております。本第三者割当増資は、株式会社エスアールエルの親会社であり臨床検査領域を事業領域とする、みらかホールディングス株式会社を含むみらかグループとの関係性強化を目的とし、そのために割当予定先であるみらかホールディングス株式会社との資本関係を構築することで、当社の将来的な経営基盤の整備、さらに当社の将来の企業価値向上を目的とするものです。これを踏まえ、上記差引手取概算額の使途は次のとおり予定しております。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い決済性預金にて運用していく予定であります。

| 具体的な使途 | 金額(円) | 支出予定時期 |
|---------------------|-------------|-------------------|
| 臨床検査領域向け応用技術の研究開発投資 | 410,000,000 | 平成30年1月から平成34年12月 |
| 市場調査その他の運転資金 | 85,665,600 | 平成30年1月から平成34年12月 |

臨床検査領域向け応用技術の研究開発投資

割当予定先の子会社である株式会社エスアールエルと実施中である検体検査領域向け応用技術、みらかグループとの臨床検査領域向け応用技術の共同研究開発のための体制構築を予定しております。当該応用技術の適用領域を拡大するための期間として本共同研究開発の規模を鑑み当該研究開発の期間を5年間と見込み、支出予定期間として上記5年間を想定しております。研究を進めるにあたり、本件に従事する研究者として年間2名～3名の増員を予定し、当該研究者の確保に人件費として5年間累計303,000,000円(人件費270,000,000円・採用費33,000,000円)を、当該研究者の増員に伴う開発用備品等(ハードウェア、ソフトウェア、画像処理用演算ユニット、メモリ増設等)の調達に25,000,000円を見込みます。

また増員に伴う事業施設の増床(現在の本社入居ビルの別フロアの賃借)の賃料に、5年間累計で62,000,000円の増加を見込みます。当該増床に係る設備工事や敷金等の初期費用には、20,000,000円程度を見込んでおります。

以上の合算にて「臨床検査領域向け応用技術の研究開発投資」向けとして計410,000,000円を見込んでおります。

上記共同研究開発は、株式会社エスアールエルと当社で締結した検体検査分野における独占的な共同開発に関する業務提携契約に基づくものであり、人工知能型の認識技術(学習・推論を含む)及び画像処理関連技術を将来的に臨床検査領域に応用するものです。主なものとして、人間の脳の構造を模して機械に情報を学習させる技術である「ディープラーニング」を、人が目視で実施していた染色体検査等に適用し、人の代わりに人工知能を用いて検査を行うための開発などを想定しております。

市場調査その他の運転資金

主として以下の業務に必要な運転資金としての使用を予定しております。当社と株式会社エスアールエルとの間の検体検査領域における独占的な共同開発を中長期的に進めることで、将来的にはみらかグループとの臨床検査領域向けに応用技術の適用領域を拡大するためには、当社がこれまでに独自に創出した画像処理に関連するコア技術についての知的財産を、臨床検査領域へ応用するための技術活用に関する市場調査や技術調査が必要と考えておりますが、これらの外部委託費に5年間累計63,000,000円を見込みます。

また、新技術の権利化のため他社特許権の権利範囲を侵害していないかの調査費用、開発した新規技術を国内外問わず権利化するための出願費用、取得した特許を維持・管理するための特許年金費用といった特許戦略に基づく各種費用として、5年間累計22,665,600円を見込みます。以上の合算にて「市場調査その他の運転資金」向けとして計85,665,600円を見込んでおります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

| | | | |
|------------------|-----------------|--|-------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | みらかホールディングス株式会社 | |
| | 本店の所在地 | 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 | |
| | 直近の有価証券報告書等の提出日 | (有価証券報告書) 事業年度第67期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第68期第1四半期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月9日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第68期第2四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月9日 関東財務局長に提出 | |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引等の関係 | 該当事項はありません。 | |

(注) 当社との関係は、平成29年11月15日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、『新たなイメージング・テクノロジーを創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現に貢献する』という経営理念のもと、手ブレ補正技術をはじめとする画像処理関連技術の研究開発・ライセンスを業としております。現在まで、当社はスマートフォン市場を戦略的業務ドメインとして、国内市場・グローバル市場に画像処理ソフトウェアを展開し、シェアを伸ばしてまいりました。

画像処理が大きく関わる技術分野においては、昨今のカメラデバイスの小型化・高性能化に加え、今後はネットワークの高速化・クラウド化等の進展に応じた画像処理技術や認識サービスが出現してくることが想定されます。このような事業環境において当社は、当社の技術の強みが画像処理に関連する幅広い分野に応用可能である点にあると思料し、“全てのカメラに知能を持たせる”ことを中期経営ビジョンに掲げています。具体的には、ディープラーニングを用いた画像認識技術の開発を推進するなど、スマートフォン市場以外でも、顧客ニーズに適応した新たな技術開発及び製品・サービス開発に取り組み、ネットワークサービス分野及び車載や監視カメラといったスマートフォン以外の組込分野、その他医療分野等を重要なターゲットと位置付けて、営業活動、及びマーケティング活動を推進してまいりました。

一方で、割当予定先であるみらかホールディングス株式会社は、株式会社エスアールエル、及び富士レビオ株式会社を子会社にもつ“みらかグループ”として、国内外において、医療機関より患者様から採取した検体をお預かりし、病気の有無や健康状態の検査を行う「受託臨床検査事業」、検査に使用される検査試薬や機器を開発・製造し、国内外へ販売する「臨床検査薬事業」、滅菌支援や治験支援など様々な医療関連サービスを行う「ヘルスケア関連事業」を中心とした事業を推進している企業です。

上述のとおり、これまで当社及びみらかグループは其々の事業分野において、世の中に対し利便性や安全性を提供してきたものと考えております。当社は、ディープラーニングをベースとした画像処理技術の検体検査領域への応用と、特許による権利化も視野に入れた新規技術の創出を目的として、平成29年4月よりみらかホールディングス株式会社の子会社である株式会社エスアールエルと当該領域における独占的な共同開発に関する業務提携(以下、「本業務提携」といいます。)を開始し、現在、共同研究開発プロジェクトを実施しております。本業務提携の開始に際して、当社と株式会社エスアールエルとは資本業務提携の可能性を協議してはりましたが、開始時点におきましては、当社の持つ人工知能型の認識技術(学習・推論を含む)及びディープラーニングをベースとした画像処理技術の、検体検査領域における適用の可能性が定かではなかったため、本業務提携を先行して実施し、共同

開発プロジェクトに一定の進捗を確認した上で、みらかグループとの資本提携の可能性について協議することを想定しておりました。

この度、当社と株式会社エスアールエルとの間の共同開発の初期開発フェーズにおいて、一定の進捗が確認できたことから、みらかグループとの資本提携の協議を再開し、資本提携実施の合意に至りました。当該協議の過程において、みらかホールディングス株式会社より、当社の持つ人工知能型の認識技術(学習・推論を含む)及びディープラーニングをベースとした画像処理技術の適用範囲を、株式会社エスアールエルの事業領域である検体検査領域にとどまらず、みらかグループの事業領域である臨床検査領域へ拡大する可能性を鑑み、引受先をみらかホールディングス株式会社としたい旨の申し入れがありました。

当社といたしましては、第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることになっても、みらかグループとの間で中長期的かつ強固な資本関係を構築することで、当社の画像処理技術の臨床検査領域への応用を推進し、当社の将来的な経営基盤を整備し将来の企業価値向上に寄与することによる利点は大きく、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益の拡大に貢献できるものとの判断に至り、第三者割当増資による資本提携が最善の方法であると結論いたしました。以上のことから、みらかホールディングス株式会社を新株式発行による第三者割当の割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 100,800株

e. 株券等の保有方針

当社は割当予定先である、みらかホールディングス株式会社より、当社普通株式の保有方針について、中期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。

なお、当社は割当予定先である、みらかホールディングス株式会社と、割当予定先が株式払込期日から2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに割当予定先が当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を平成29年11月30日に取り交わす予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、割当予定先であるみらかホールディングス株式会社の第68期第2四半期報告書(平成29年11月9日提出)に記載されている四半期連結財務諸表により、総資産額、純資産額並びに現金及び預金の状況(26,171百万円)を確認していることから、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

みらかホールディングス株式会社は、東京証券取引所に上場しており、みらかホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」(平成29年6月23日付)の「内部統制システム等に関する事項」において、同社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人とのかかわりを一切拒否するとともに、このような団体・個人に対しては、毅然とした態度をもって接することを基本方針とし、このような団体・個人がかかわりを持つようしたり、金銭などの要求をしてきた場合には、組織的な対応をとって、不当な要求を断固として排除し、必要な場合には関係する政府機関に通報する旨、記載されていることを確認いたしました。

これにより、割当予定先である、みらかホールディングス株式会社が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)ではないこと及び割当予定先が特定団体等と何らの関係もないことを確認いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価格は、割当予定先と協議のうえ、取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間の終値平均値4,957円といたしました。本第三者割当増資の発行価格の算定について直前営業日までの6ヶ月間の終値平均値を採用した理由につきましては、公正な発行価格を決定する上で、直前営業日という特定の日の株価を使用することに代えて、平均株価という平準化された値を参考とすることが、短期的な影響を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、平成29年9月以降、わずか2ヶ月の間に東京証券取引所における新興市場を含めた国内普通株式の株価が大きく上昇していること、及びその一方で当社株価が同様な推移をしていないことなど、見極めきれない特殊要因を排除するために、6ヶ月間という一定の期間が必要かつ妥当であると判断いたしました。

当該発行価格4,957円は、取締役会決議日の直前営業日の終値4,675円に対し6.03%のプレミアム、直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値4,767円(単位未満四捨五入。終値平均につき以下同様)に対し3.99%のプレミアム、3ヶ月間の終値平均値4,859円に対し2.02%のプレミアムを加えた金額といたしました。かかる算定により算出される発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

当社監査役3名全員からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、発行価格は割当予定先に特に有利な発行価格に該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、法令に違反する重大な事実認められず、上記発行価格が割当予定先に特に有利な発行価格には該当しない旨の意見を得ております。

b. 割当数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の割当数量が平成29年10月31日時点の発行済株式数527万3,600株に占める割合は1.91%、当該割当数量に係る議決権の総議決権数52,671個に占める割合は1.91%となり、一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資によりみらかグループとの関係を深化させ、当社と株式会社エスアールエルとの間の検体検査領域における独占的な共同開発のより一層の推進、及び将来的にはみらかグループとの臨床検査領域への応用をより一層推進することで、当社としては大きく企業価値の向上を図ることができると考えております。従いまして、割当新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 |
|---|--|--------------|----------------------------|----------------------|--|
| 平賀 督基 | 東京都文京区 | 499,800 | 9.49% | 499,800 | 9.31% |
| 株式会社デンソー | 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 | 261,800 | 4.97% | 261,800 | 4.88% |
| 高井 正美 | 東京都世田谷区 | 138,000 | 2.62% | 138,000 | 2.57% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 125,700 | 2.39% | 125,700 | 2.34% |
| みらかホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング | - | - | 100,800 | 1.88% |
| THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) | ベルギー RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM | 83,100 | 1.58% | 83,100 | 1.55% |
| 野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行) | 東京都中央区日本橋1丁目9-1 | 53,913 | 1.02% | 53,913 | 1.00% |
| 保志 健一 | 神奈川県横須賀市 | 48,000 | 0.91% | 48,000 | 0.89% |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8-11 | 45,700 | 0.87% | 45,700 | 0.85% |
| THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部) | ベルギー RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM | 43,500 | 0.83% | 43,500 | 0.81% |
| モルフォ従業員持株会 | 東京都千代田区西神田3-8-1 | 42,200 | 0.80% | 42,200 | 0.79% |
| 計 | - | 1,341,713 | 25.47% | 1,442,513 | 26.87% |

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年10月31日現在の総議決権数(52,671個)に本第三者割当により増加した議決権数(1,008個)を加えた株を分母として算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)平成29年1月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期第1四半期(自 平成28年11月1日 至 平成29年1月31日)
平成29年3月15日関東財務局長に提出

事業年度 第14期第2四半期(自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日)
平成29年6月9日関東財務局長に提出

事業年度 第14期第3四半期(自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日)
平成29年9月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年11月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年1月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成29年11月15日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、同書中において別段の表示のない限り、本有価証券届出書提出日(平成29年11月15日)現在において変更はありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社モルフォ 本店

(東京都千代田区西神田三丁目8番1号 千代田ファーストビル東館12階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。